(h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物

(i) 両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する当該締約国の工船上で(h)に規定する産品のみから生産される産品

(j) 当該締約国又は当該締約国の者により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、第三国が管轄権を行使する区域の外側に位置する海底又はその下から得られる産品（魚介類その他の海洋生物を除く。）。ただし、当該締約国又は当該締約国の者が、国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(k) 次のいずれかの産品

(i) 当該締約国における生産から生ずる廃品又はくず

(ii) 当該締約国において収集される使用済みの産品から生ずる廃品又はくずであって、原材料の回収にのみ適するもの

(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品又はこれらの派生物のみから生産される産品

2　1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

(a) 当該締約国において登録されていること。

(b) 当該締約国を旗国とすること。

(c) 次のいずれかの要件を満たすこと。

(i) 当該締約国又は欧州連合（注1）の一又は二以上の自然人（注2）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

注1　この章の規定の適用上、「欧州連合」と地理的意味でいうときは、欧州連合に関する条約及び欧州連合運営条約（これらの改正を含む。）がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域並びに欧州連合の法令を適用するために欧州連合の関税法典を定める二千十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第九五一・二〇一三号第四条（その欧州連合による改正を含む。）に規定する欧州連合の関税領域を意味するものと了解する。第一・八条の規定は、この注において言及する欧州連合の法令については、適用しない。この注の第一文の規定にかかわらず、この章の規定の適用上、「欧州連合」には、セウタ及びメリリャを含まない。

注2　この章の規定の適用上、「欧州連合の自然人」とは、欧州連合構成国の関係法令に基づく当該欧州連合構成国の国民をいう。

(ii) 次の(A)及び(B)の要件を満たす一又は二以上の法人（注）が所有していること。

注　この章の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(A) 当該締約国内又は欧州連合内に本店及び主たる営業所を有すること。

(B) 当該締約国又は欧州連合の自然人又は法人（注）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

注　この章の規定の適用上、「欧州連合の法人」とは、欧州連合構成国の関係法令に基づく当該欧州連合構成国の法人をいう。

第三・四条　十分な変更とはみなされない作業又は加工

1　第三・二条1(c)の規定にかかわらず、締約国における産品の生産において、非原産材料に対して次に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b) 改装

(c) 仕分

(d) 洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(e) 紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス

(f) 塗装又は研磨の単純な工程

(g) 穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程

(h) 砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉砕する工程

(i) 果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程

(j) 研ぐこと、単純な破砕又は単純な切断

(k) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(l) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程

(m) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(n) 産品の単純な混合（注）（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

注　この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。

(o) 単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性（注）

注　この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない産品の製造を含む。

(p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解

(q) 動物のとさつ

2　1の規定の適用上、1に規定する工程を行うために専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とする。

第三・五条　累積

1　一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。

2　欧州連合の原産品とされる産品（注1）は、締約国において附属書三―Cに特定する統一システム（注2）の類及び項に分類される他の産品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなす。

注1　両締約国は、次に掲げる産品をこの章に規定する欧州連合の原産品として取り扱う。

(a) アンドラ公国の原産品であって、統一システムの第二五類から第九七類までの各類に分類されるもの

(b) サンマリノ共和国の原産品

産品がアンドラ公国の原産品又はサンマリノ共和国の原産品であるかどうかを決定するに当たっては、この章の規定に基づく原産地規則を準用する。

注2　この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

3　一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。

4　欧州連合において非原産材料について行われた生産は、附属書三―Cに特定する統一システムの類及び項に分類される産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。

5　1及び3の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

6　2及び4の規定は、締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

7　輸出者は、3及び4に規定する産品に関し、第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告を完成させるため、附属書三―Dに規定する情報を当該産品についての供給者から入手しなければならない。

8　7に規定する情報は、当該情報が提供された日から十二箇月を超えない期間内に供給される同一の材料についての単一又は複数の貨物について適用される。